

○厚生労働省令第八十八号

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十条の八第一項（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）及び第二十条の九（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 簡易専用水道 (第五十五条―第五十六条の九)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の休廃止の届出)</p> <p>第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(簡易専用水道検査業務規程)</p> <p>第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにす</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 簡易専用水道 (第五十五条―第五十六条の八)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(業務の休廃止の届出)</p> <p>第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 休止又は廃止する検査の業務の範囲</p> <p>二 休止又は廃止の理由及びその予定期日</p> <p>三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間</p> <p>(簡易専用水道検査業務規程)</p> <p>第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>(新設)</p>

る書類

二 前項第五号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査に
関する料金の算出根拠を明らかにする書類

3 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定
により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとする
ときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添
えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項
第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に關
する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない
場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第五十六条の七 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法
第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規
定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止
又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届
出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（準用）

第五十六条の八 第十五条の八及び第十五条の九の規定は第三十四
条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合にお
いて、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるの
は「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の
十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第
四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用す
る法第二十条の十第二項第四号」と読み替えるものとする。

2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定
により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとする
ときは、様式第二十による届出書を厚生労働大臣に提出しなければ
ならない。

（新設）

（準用）

第五十六条の七 第十五条の七から第十五条の九までの規定は第三
十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。この場合
において、第十五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「法
第三十四条の二第二項の登録を受けた者」と、「法第二十条の九
の規定により水質検査の業務」とあるのは「法第三十四条の四に
おいて読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用
水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の十
第二項第三号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替え
て準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「
法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四に
おいて読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と読み

第五十六条の九

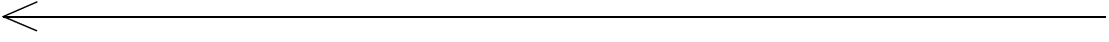
(略)

替えるものとする。

第五十六条の八

(略)

様式第十六を次のとおり改める。



様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業 務 規 程 届 出 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

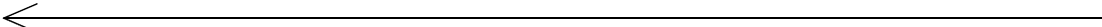
水道法第20条の8第1項前段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____

2. _____

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十六の二の次に次の様式を加える。



様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

業 務 休 止 届 出 書
廢 止

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

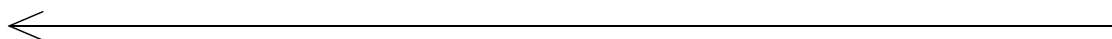
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録水質検査機関としての水質検査の業務を^{休止}したいので、水道法第 20 条の 9（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 休止 する検査業務の範囲
廢止
- 2 休止 の理由及び予定期日
廢止
- 3 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十を次のとおり改める。



様式第二十（第五十六条の六第二項関係）

業 務 規 程 届 出 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

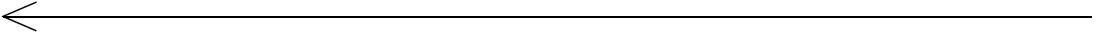
水道法第34条の4において準用する第20条の8第1項前段の規定により、簡易専用水道
検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____

2. _____

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十の次に次の二様式を加える。



様式第二十の二（第五十六条の六第三項関係）

業 務 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査業務規程を変更したいので、水道法第34条の4において準用する第20条の8第1項後段の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更をしようとする 年月日		
変 更 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十の三（第五十六条の七関係）

業 務 休止
 廃止 届 出 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録簡易専用水道検査機関としての簡易専用水道の管理の検査の業務を^{休止}したいの_{廃止}で、水道法第34条の4において準用する第20条の9の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 休止
 廃止 する検査業務の範囲
- 2 休止
 廃止 の理由及び予定期日
- 3 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。